

# 第1章 計画策定の趣旨

## 第1章 計画策定の趣旨

## 第1節 計画策定の目的

近年、地球温暖化が原因とされる異常気象や資源の枯渇など、世界規模で環境問題が深刻化していることから、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進していくことが求められています。

平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）が定められました。SDGs<sup>\*</sup>は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことを言います。17のゴール・169のターゲットで構成されており、わが国としても積極的に取り組むことが求められています。

甲府市（以下、「本市」という。）においても、「こうふ未来創り重点戦略プロジェクトNEXT」の取り組みにSDGsにおける17のゴール、及び国が示す8つの優先課題との関係性を明確にし、NEXTの取り組みの推進によってSDGsの達成に寄与してまいりたいと考えております。

こうした中、現在、本市では、平成29年4月より稼働した「甲府・峡東クリーンセンター」において、効率的かつ安全・安心なごみの広域処理を行っており、中間処理施設から排出される焼却灰等については、これまで県外の最終処分場で埋立処分していましたが、山梨県市町村総合事務組合により一般廃棄物最終処分場（かいのくにエコパーク）が整備され、平成30年12月から埋立処分をしています。

また、生活排水対策については、順調に進んでおり、公共用水域の水質も良好な状態です。平成18年度の生活排水処理基本計画策定以降は、下水道の供用開始区域も順調に広がっており、また、下水道事業計画区域外においては、浄化槽設置補助事業による合併処理浄化槽の促進、浄化槽の適正な維持管理に関する指導・啓発活動を推進しています。

本市は、平成31年4月1日に中核市に移行しました。県から多くの事務が移譲されたことにより、本市の環境行政における役割は多岐にわたります。

このような状況の中、令和2年度は「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」の最終年に当たることから、本市の現状を把握し、これまでの取り組みを検証するとともに、国の方針や、SDGsの目標など、各種計画、法律等との整合性を図り、新たな甲府市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

なお、本計画では、循環型社会に向けた新たなごみ処理事業を推進する必要性から、市民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれが取り組むべき役割を明らかにし、また、廃棄物処理を巡る今後の社会、経済情勢、住民の要望等を勘案した上で、生活排水の適正処理等について、合理的かつ適切な施策を総合的に検討することとします。

※ SDGsの概要は資料編 p.145 に示します。

## 第2節 計画の位置づけ

---

### 1 本計画と上位計画との関係

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画や環境基本計画等と連動した計画として策定するものとします。本計画の位置づけを図 1-1 に示します。

廃棄物処理法第6条第1項により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされています。

本計画の上位計画としては、本市のマスタープランである「第六次甲府市総合計画」、本市の環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した「第二次甲府市環境基本計画」があります。

また、県の計画については「第2次山梨県環境基本計画」、「第3次山梨県廃棄物総合計画」、「山梨県ごみ処理広域化計画」が関連計画として挙げられます。

これらの計画以外に、国の法律である「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」や、「資源有効利用促進法」また、「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」等といった個別物品ごとのリサイクル法があり、これらの法令等に則した計画とする必要があります。

さらに、令和元年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が施行されました。国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、2030年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標が掲げられるなど、食品ロスの削減は喫緊の課題であります。

本計画は、将来にわたり一般廃棄物を適正に処理するためのあるべき姿であるため、上位計画や関連計画等との整合性を図りながら策定します。

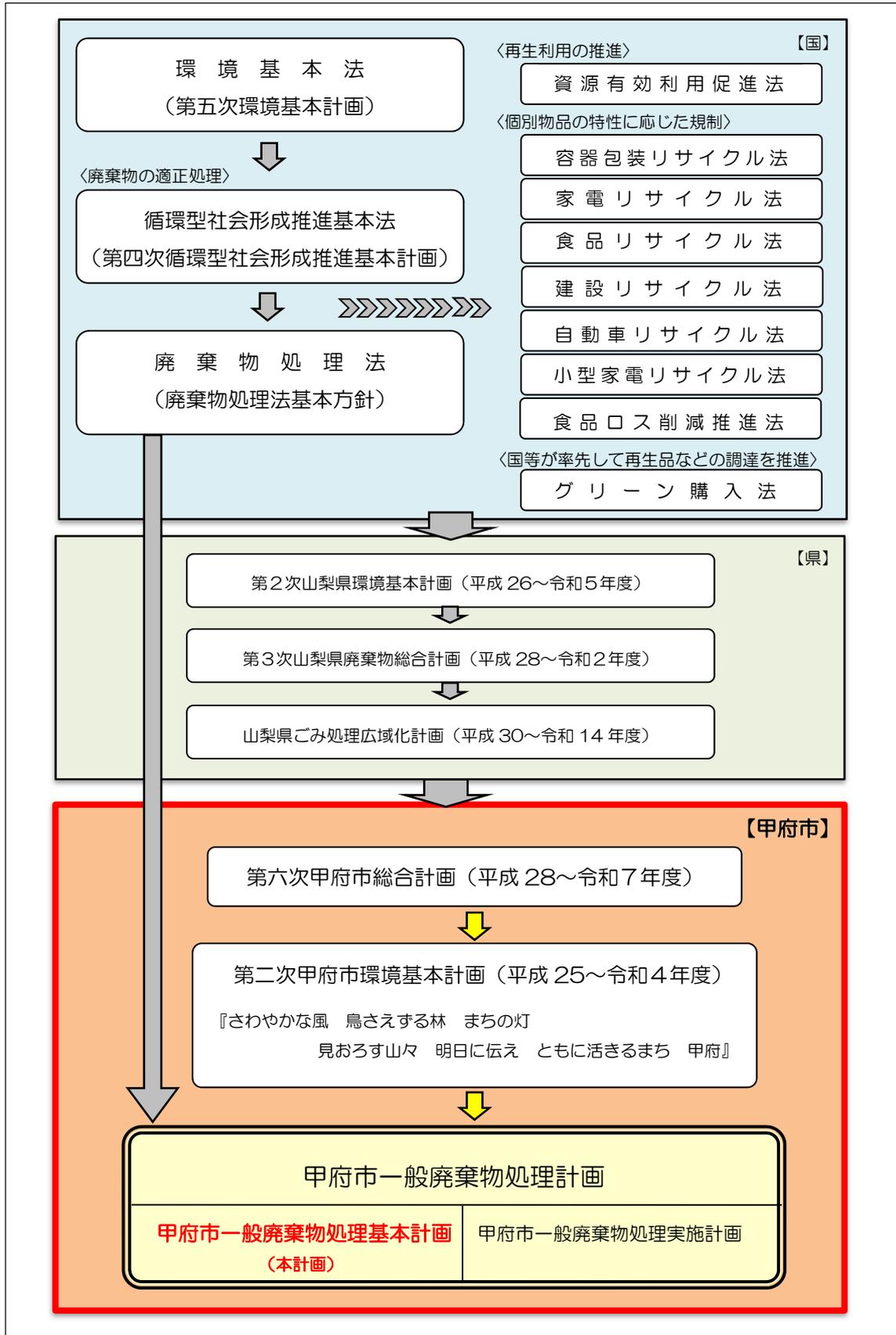


図1-1 計画の位置づけ

## 2 一般廃棄物処理基本計画の構成

平成28年9月に改定された国の「ごみ処理基本計画策定指針」において、一般廃棄物処理計画は、図1-2に示すとおり、一般廃棄物の主要な柱となる長期計画である「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画に基づき年度毎に定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成されるものと記されています。

また、基本計画と実施計画はそれぞれ、ごみ処理と生活排水処理に分けることとしています。

本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」の2つから成り、本市が長期的・総合的視点に立って、将来にわたり適正かつ計画的に処理を行うため、一般廃棄物（ごみ、し尿等）の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至る全てを包括するものです。

また、基本計画は10～15年の長期計画とし、概ね5年毎に改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが適切であるとされています。

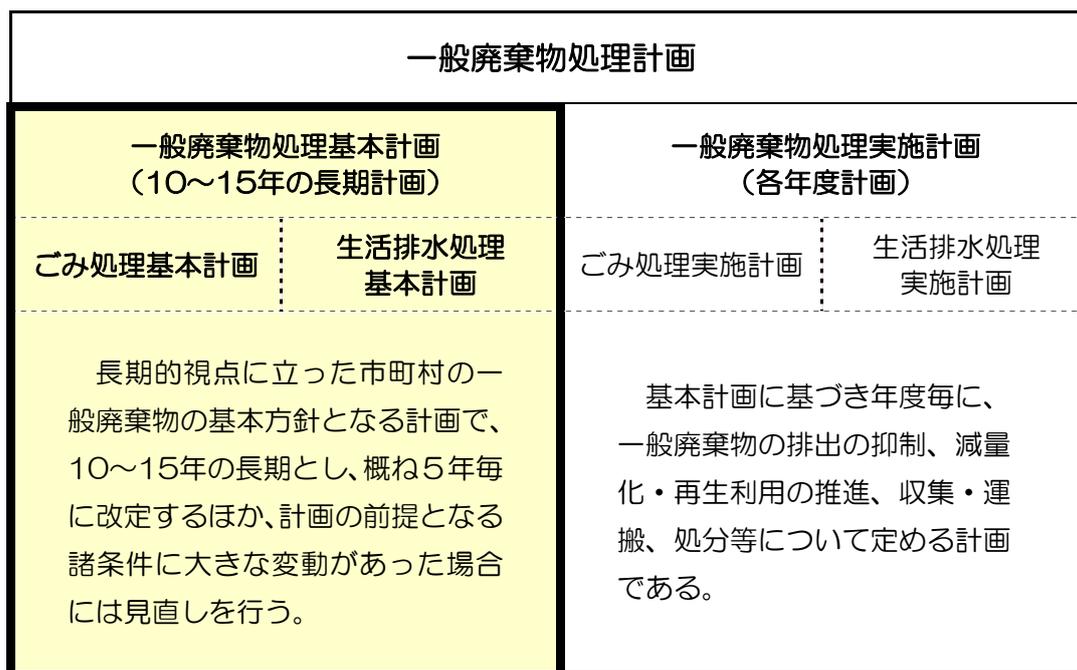


図1-2 一般廃棄物処理基本計画の構成

---

## 第3節 計画区域

---

### 1 計画区域

本計画の計画区域は、甲府市全域とします。

---

## 第4節 計画目標年次及び区域内人口

---

### 1 計画目標年次

本計画は、初年度を令和3年度、計画目標年次を令和12年度とした10年間計画とします。なお、社会情勢の変化や関係法令・上位計画との整合性等を勘案し、5年後の令和7年度を中間目標年度（ごみ処理基本計画）に設定し、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

計画目標年次 = 令和12（2030）年度

### 2 区域内人口

計画目標年次の計画区域内人口は、「甲府市人口ビジョン【令和2（2020）年改訂版】」の推計結果に基づき、174,500人と設定します。

## 第5節 基本計画の体系

### 1 基本計画の体系

基本計画の体系を図1-3に示します。

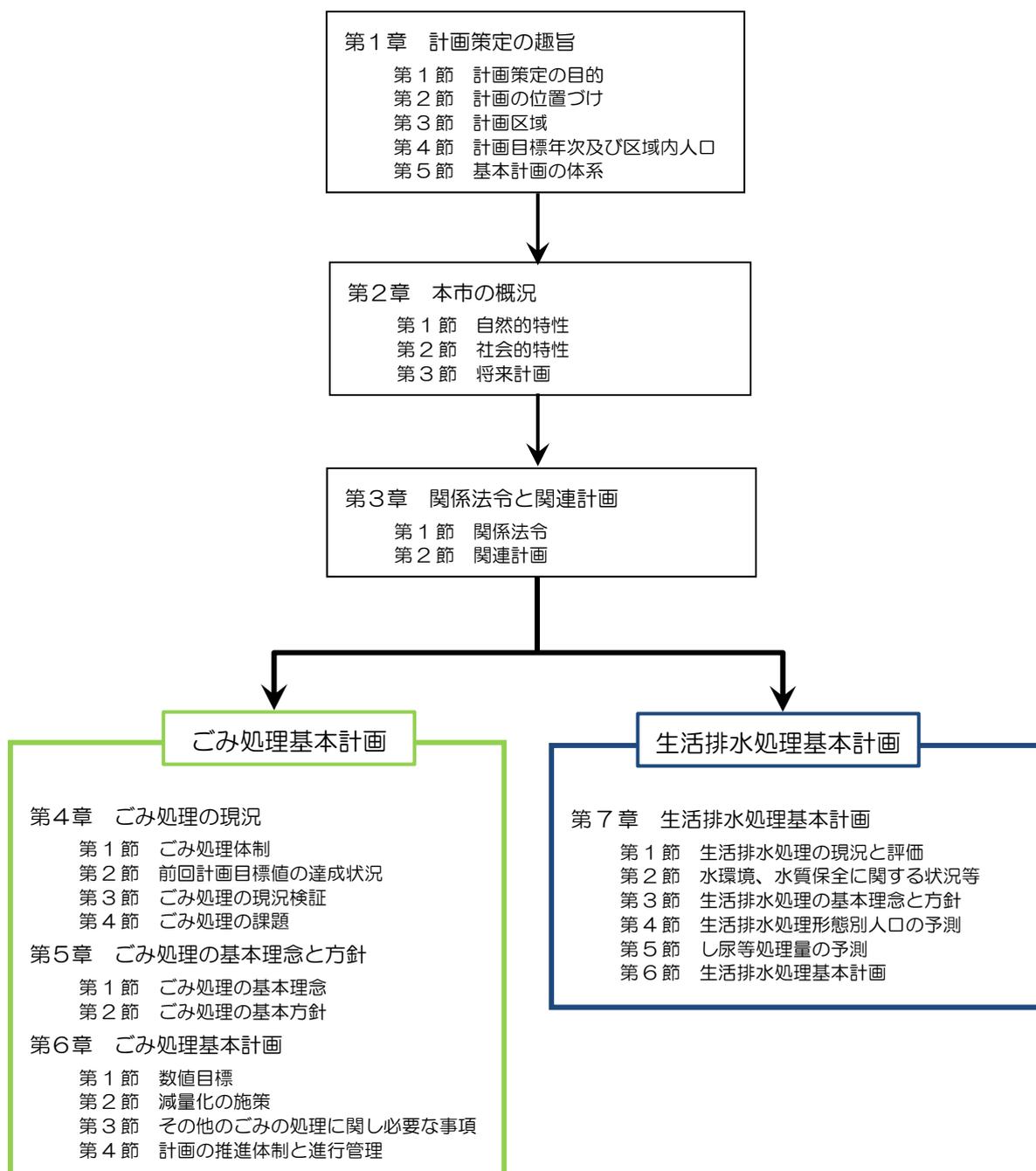


図1-3 本計画の体系